平成２５年（フ）第３９号
岐阜県中津川市加子母2745番地１　向畑団地Ｇ－１棟
債務者　近藤　延代
１　決定年月日時　平成25年６月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２５年（フ）第１４２号
静岡県沼津市西間門594番地の12
債務者　川口　正人（旧姓中村）
１　決定年月日時　平成25年６月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第７４７号
名古屋市中村区塩池町１丁目17番23号　尾関コーポ303号、従前の住所愛知県日進市梅森台５丁目163番地
債務者　小島　臣詞
１　決定年月日時　平成25年６月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２７号
京都府福知山市観音寺131－３　大西優子方、住民票上の住所京都府福知山市字岩間348番地
債務者　塩見　博之
１　決定年月日時　平成25年６月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２５年（フ）第１３３号
盛岡市上太田穴口70番地３
債務者　澤口　弘美
１　決定年月日時　平成25年６月11日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第２８号
秋田県大館市有浦３丁目３番39号　渡辺アパート３号、前住所秋田県大館市釈迦内字台野道下31番地３、前々住所秋田県大館市下代野字代野道北86番地
債務者　太田　光算
１　決定年月日時　平成25年６月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２５年（フ）第１９７号
茨城県鉾田市鹿田183番地
債務者　立山　京子
１　決定年月日時　平成25年６月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第１７１号
愛知県岩倉市本町中新溝廻間３番地１　メーティスワン401号
債務者　鮫島　寛和（旧姓奥松）
１　決定年月日時　平成25年６月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第１８６号
愛知県一宮市赤見４丁目８番13号　コンチェルトプラザ雅201号
債務者　エゼウデンシ林たかこ
１　決定年月日時　平成25年６月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第５３３号
京都市伏見区納所下野１番地　伏見納所団地６棟301号
債務者　中川　正信
１　決定年月日時　平成25年６月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第５９３号
京都市北区紫野北花ノ坊町15番地　市営住宅12棟115、前住所京都市北区鷹峯旧土居町１番地10　もがみマンション２－210
債務者　木村亜衣子（旧姓土田）
１　決定年月日時　平成25年６月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第５９９号
京都市南区東九条明田町32番地１　サンモールコート烏丸406号室
債務者　川向社会保険労務士事務所こと　川向　広誓
１　決定年月日時　平成25年６月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１３５号
香川県木田郡三木町大字井戸4047番地１　田村アパート一南ろ号
債務者　酒井　弘行
１　決定年月日時　平成25年６月11日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２５年（フ）第１５３号
香川県高松市木太町5005番地３　レオパレスミレニアム104
債務者　久保真里子
１　決定年月日時　平成25年６月11日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２５年（フ）第２４号
福岡県三潴郡大木町大字筏溝178－５、住民票上の住所福岡県三潴郡大木町大字奥牟田281番地13
債務者　河野　敏博
１　決定年月日時　平成25年６月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２５年（フ）第１９号
福岡県京都郡苅田町幸町６番地87　県営住宅５棟555号
債務者　内山蒔嘉こと　金　　蒔嘉
１　決定年月日時　平成25年６月11日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係